

指定管理者候補者の選定結果について

新潟市芸術創造村・国際青少年センターについて、指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター
所在地	新潟市中央区二葉町2丁目5932番地7
施設の概要	文化芸術活動の支援、青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者、青少年及び市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年の育成をし、もって市民の豊かな生活の実現に資する施設。
指定管理者申請者評価会議	<p>【第1回、第2回評価会議】</p> <p>梅津 玲子 委員 (元新潟市大畑少年センター 所長)</p> <p>木伏 隆 委員 (アイシスネオ会計税理士 法人代表者社員・社長)</p> <p>小山 厚子 委員 (はばたけ21の会)</p> <p>杉浦 幹男 委員 (新潟市芸術文化振興財団 事務局次長兼アーツカウンシル部長)</p> <p>丹治 嘉彦 委員 (新潟大学教育学部芸術環境講座 教授)</p> <p>中村 恵子 委員 (新潟青陵大学 看護学部 教授)</p> <p>【第3回評価会議】</p> <p>太下 義之 委員 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 芸術・文化政策センター長/主席研究員)</p> <p>豊島 義則 委員 (新潟県発明協会事務局長)</p> <p>長澤 恵依子 委員 (公益財団法人AFS日本協会新潟支部 副支部長)</p> <p>橋本 定男 委員 (元鏡淵小学校長。新潟県特別活動研究会顧問。高崎経済大学非常勤講師)</p> <p>綿江 彰禪 委員 (一般社団法人 芸術と創造代表理事)</p> <p>渡邊 信子 委員 (Art税理士法人代表社員)</p>
指定管理者(候補者)	<p>環境をサポートする株式会社きらめき</p> <p>代表者 代表取締役社長 山田 茂孝</p> <p>住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地</p>
指定期間(予定)	平成30年4月1日～平成33年3月31日
選定理由	<p>指定管理者候補者の選定にあたっては、2団体から応募があり、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請者評価会議において、「施設の平等利用が確保されること」、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」、「事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること」を選定基準に評価を行いました。</p> <p>その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、以下の理由により上記の候補者が最適であると判断し選定しました。</p> <p>候補者は、本施設の設置目的等を理解した経営理念・経営方針を示した上で、「文化芸術活動支援への取組み」、「青少年体験活動促進への取組み」及び「複合施設の特性を活かした取組み」に関して具体的な提案を行ったことが評価されました。また、利用者の安全確保への取組み等、指定管理者としての業務遂行能力を有していると評価され、指定管理者の候補者に選定しました。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりです。</p>
スケジュール	<p>第1回評価会議 平成29年8月28日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定</p> <p>公募説明会 平成29年9月1日</p> <p>質問受付 平成29年9月1日～13日</p> <p>申請書提出 平成29年10月6日まで</p> <p>事業計画書提出 平成29年10月20日まで</p> <p>第2回評価会議 平成29年10月30日</p> <p>第3回評価会議 平成30年1月23日</p> <p>今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</p>

所管部署 (問い合わせ先)	文化スポーツ部文化政策課 教育委員会地域教育推進課 (代表) TEL : 025-226-3229 (直通) E-mail : chiiki.edu@city.niigata.lg.jp
-------------------------	--

別表 (評価結果)

選定基準・評価項目	配点	候補者	次点
施設の平等利用が確保されること			
経営理念・経営方針、申請の動機	10点	7.2	6.5
施設の平等利用の確保、利用の促進、ニーズの把握に向けた取組み	5点	3.8	3.3
市民との協働、地域との連携に向けた取組み	10点	8.2	7.2
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること			
文化芸術活動支援への取組み	10点	8.5	6.5
青少年体験活動推進への取組み	10点	8.2	8.0
複合施設の特性を活かした取組み	10点	7.3	6.5
情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み	5点	3.8	3.5
施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組み	10点	7.2	7.3
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること			
公の施設の管理運営実績	5点	4.0	4.3
団体の財務状況	5点	3.8	4.0
組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5点	3.7	3.7
安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	5点	3.7	3.7
環境保護、地域・社会貢献活動の取組み	5点	3.8	3.5
事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	5点	3.7	3.7
合計	100点	76.9	71.7

※点数は、評価会議の委員6名の平均